

13. 介護保険制度

ア、介護保険制度

介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう、介護を社会全体で支えるしくみです。

障がい者福祉サービスの対象者でも、介護保険制度の要介護・要支援認定を受けられた方、基本チェックリストにより事業対象者となった方(65歳以上のみ)は、障がい者福祉と介護保険とで共通するサービスについては介護保険から受けていただくことが原則となります。

イ、介護保険制度の対象者

65歳以上	40歳～64歳の医療保険加入者
介護又は支援が必要になった原因を問わずサービスが受けられます	老化に伴う下記の病気(*)が原因で介護又は支援が必要になった場合、サービスが受けられます

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> *・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靭帯骨化症 ・骨折を伴う骨粗鬆症 ・多系統萎縮症 ・初老期における認知症 ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 ・早老症 | <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・脳血管疾患 ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 ・閉塞性動脈硬化症 ・関節リウマチ ・慢性閉塞性肺疾患 ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ・がん(医師が一般に認めている医学的見地に基づき回復の見込みがない状況に至ったと判断したものに限る。) |
|--|--|

ウ、介護保険制度のサービス

	障がい福祉サービスと共通するもの	障がい福祉サービスにはないもの
在宅サービス (介護予防、介護予防・日常生活支援総合事業を含む)	訪問介護(ホームヘルプサービス) 通所介護(デイサービス) 短期入所介護(ショートステイ) 訪問入浴介護 福祉用具貸与(対象種目) 福祉用具購入費(対象種目) 住宅改修費(対象工事)	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション(デイケア) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 特定施設入居者生活介護 (看護)小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院への入所	

※介護保険制度について詳しくは、高齢介護課・介護保険係へお問い合わせください

TEL 955-2059 FAX 951-5410